

# 福岡県公報

平成二十一年六月十二日  
第二千九百七十七号  
増刊 ①

## 目次

### 告示

学校法人の行うことができる収益事業の種類を定める規程

(私学振興課) …………… 一

### 告示

福岡県告示第十号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二十六条第二項の規定に基づき、学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程を次のように定める。

平成二十一年六月十二日

福岡県知事 麻生 渡

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程(平成十四年六月福岡県告示第九百十三号)の全部を改正する。

第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により、知事の所轄に属する学校法人及び同法第六十四条第四項の法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二条各項(第二項及び第三項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの

- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
  - 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
  - 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
  - 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの
- 第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成十九年総務省告示第六百十八号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
  - 二 漁業
  - 三 鉱業、採石業、砂利採取業
  - 四 建設業
  - 五 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
  - 六 電気・ガス・熱供給・水道業
  - 七 情報通信業
  - 八 運輸業、郵便業
  - 九 卸売業、小売業
  - 十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
  - 十一 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
  - 十二 学術研究、専門・技術サービス業
  - 十三 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ピヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
  - 十四 生活関連サービス業、娯楽業(「遊戯業」に関するものを除く。)
  - 十五 教育、学習支援業
  - 十六 医療、福祉
  - 十七 複合サービス事業
  - 十八 サービス業(他に分類されないもの)
- 第三条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。